

業種別変更届出事項及び添付書類

変更届出事項	薬局	薬局製剤 製造販売業	薬局製剤 製造業	店舗 販売業	特例 販売業	高度管理 医療機器等 販売業 貸与業	管理 医療機器 販売業 貸与業	添付書類
申請者の氏名又は住所	○	○	○	○	○	○	○	【申請者が個人の場合】 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書 【申請者が法人の場合】 登記事項証明書
管理者(総括製造販売責任者・製造管理者)の 氏名、住所又は週当たり勤務時間数	○	○ (注1)	○ (注1)	○	○ (注1)	○ (注1)	○ (注1)	・管理者の資格を証する書類 ・使用関係を証する書類(様式3)(管理医療機器販売業・貸与業は、不要) ・業務従事証明書(確認書)又は実務従事証明書(確認書)、勤務状況報告書 (登録販売者のみ)
管理者以外の薬剤師・登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数	○	-	-	○	-	-	-	・管理者の資格を証する書類 ・使用関係を証する書類(様式3)
業務に責任を有する役員(申請者が法人である場合)	○	○	○	○	○	○	○	・登記事項証明書 ・新たに業務に責任を有する役員となった者の診断書(様式2) (精神機能障害のおそれがある場合のみ)
薬局(店舗、営業所)の名称	○ (注2)	○	○	○ (注2)	○	○	○	なし
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	○ (注2)	-	-	○ (注2)	-	-	-	なし
構造設備の主要部分	○	-	○	○	○	○ (注3)	○ (注3)	変更前及び変更後の平面図(様式1)
併せ行うその他の業務の種類	○	-	-	○	○	-	○	なし
販売・授与する医薬品の区分 (特定販売する医薬品の区分のみを変更した場合を除く)	○	-	-	○	-	-	-	なし
特定販売に関する事項(注4)	○	-	-	○	-	-	-	特定販売に関する事項(別紙4)
通常の営業日及び営業時間	○	-	-	○	-	-	-	なし ※ 営業日及び営業時間の変更により、薬剤師・登録販売者の週当たり勤務時間数の変更が必要な場合には、週当たり勤務時間数変更の手続きも併せて行うこと
許可の別	-	-	-	-	-	○	○	なし 例)「販売業及び貸与業」から「販売業」のみへの変更
取扱品目	-	-	-	-	-	-	○	なし ※ 取扱品目の変更により、管理者の変更が必要な場合には、管理者変更の手続きも併せて行うこと
放射性医薬品の種類(取り扱う薬局のみ)	○	-	-	-	-	-	-	必要な設備の概要の資料

(注1) 週当たりの勤務時間数を除く。

(注2) 変更する前に届出が必要。

(注3) プログラムのみを取り扱う営業所を除く。

(注4) 実施の有無/使用する通信手段/販売・授与する医薬品の区分/特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間/特定販売の広告に許可申請書の店舗名称と異なる名称を表示する場合は、その名称/主たるホームページアドレス(ネットを利用して特定販売の広告をする場合)/行政による適切な監督に必要な設備の概要(特定販売のみを行う時間がある場合)